

令和 3 年度定期的な報告について

1 概要

- (1) 根拠規定
 - ・ 番号法第 29 条の 3 第 2 項
 - ・ 特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則
- (2) 対象機関
 - ・ 各都道府県・各市区町村及び保護評価書を提出している教育委員会等（令和 2 年度は 2, 207 機関）
- (3) 報告内容等
 - ・ 特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項等を、毎年度、委員会に報告
 - ・ 平成 29 年度から実施

2 令和 3 年度に報告を求める内容（令和 2 年度の実施状況等）

- (1) 安全管理措置の実施状況〔12 項目〕【継続】
 - ・ 規程等の整備、研修・監査の実施、ログの分析等の基本的な項目
- (2) 委託及び再委託の実施状況〔7 項目〕【継続】
 - ・ 安全管理措置の事前確認、委託先・再委託先の監督、再委託の許諾等
- (3) HDD等の更新等について〔2 項目〕【継続】
 - ・ HDD等の更新実績（削除又は廃棄の手段及び確認方法）

3 今後の予定

令和 3 年 4 月中旬 報告を求める通知
7 月下旬 報告期限

以上